

ひとり親家庭等相談支援事業「さえずりカフェ」にて 『共同親権について考える勉強会』を開催します

離婚後の共同親権を導入する民法改正案が令和6年5月に可決され、2年以内に施行されます。ひとり親家庭等相談支援事業「さえずりカフェ」では、ひとり親家庭の親たちの不安の声に応えて、共同親権について学ぶ勉強会を開催しますので、その参加者を募集します。

1 日時

令和6年6月30日(日)14時～15時30分

2 場所

きらめきプラザ7階 703会議室(北区南方二丁目)

3 内容

(1)内容

- ① 共同親権について考える勉強会 講師 弁護士 竹内 俊一氏
- ② 参加者による意見交換
- ③ 岡山市のひとり親家庭支援制度の紹介
- ④ カフェコーナー

(2)対象・定員

ひとり親家庭の親、離婚前の親、共同親権について学びたい方、支援機関の方等 30 人程度

(3)参加費 無料(支援機関の方はドリンク 100 円・スイーツ 200 円で提供)

(4)託児 定員 3 人(無料 要予約)

4 その他

・申込方法等詳細は添付のチラシ参照

・「さえずりカフェ」とは

ひとり親家庭の孤立と困窮を防ぐため、岡山市が一般社団法人岡山市ひとり親家庭福祉会に委託し、第1～第4日曜日にピアサポートの居場所づくりを行っているものです。

【問い合わせ先】

岡山市こども福祉課 武 直通086-803-1221 内線4782

共同親権？単独親権？離婚したらこれからどうなるの？

「共同親権について考える勉強会」

ひとり親家庭のための居場所「さえずりカフェ」勉強会



2024年5月17日の参院本会議で「共同親権を導入する民法の改正案」が可決・成立しました。施行は公布から2年以内となっています。(親権に関する民法改正は77年ぶり)

現行法では、離婚後の親権は、父または母のどちらか一方とするという「単独親権」に限られていますが、改正法では、婚姻関係の有無に関わらず「子の利益」のために父母が協力する責務が明記され、離婚する際に「単独親権」か「共同親権」か協議し、話し合いがまとまらなければ家庭裁判所が決定することになります。共同親権

を選択した場合に、どのようなメリットやデメリットがあるのでしょうか。今回の勉強会では、改正法の内容、共同親権とは何か、そのメリットやデメリットについて学びます。

◆日時 令和6年6月30日(日) 14:00~15:30

◆会場 きらめきプラザ7階「703会議室」(岡山市北区南方2-13-1)
※後楽館高校北側(旧国立病院跡地です。)
駐車場あります。お帰りの際に無料券をお渡しします。

◆内容 ①共同親権について考える勉強会 (14:00~15:00)
講師 弁護士 竹内 俊一氏(岡山弁護士会所属)
②参加者による意見交換会(15:00~15:25)
③岡山市のひとり親家庭支援制度について[岡山市こども福祉課] (5分程度)
④さえずりオープンカフェコーナー「704号室」(13:00~16:00)
本物コーヒー店の本格コーヒーやオリジナルスイーツをご用意しています。
※ご希望の方は申し込みフォームに必要数を記載してください。

◆参加費 無料(但し、支援関係機関の方は、ドリンク100円、スイーツ200円で提供します。)

◆対象・定員 ひとり親家庭の親、離婚前の親、共同親権について学びたい方、支援機関の方等
30名程度

◆託児 定員3人。小学校3年生までの託児を無料で行います。希望される場合は子どもさんの名前・性別・年齢を添えて必ず事前に予約してください。

◆申込方法 お名前・電話番号・所属(個人・団体・福祉会会員。団体の場合は団体名)・参加人数・託児希望の有無・飲み物とスイーツを希望される方は希望人数、特に聞きたいことを記載して、次のいずれかの方法で申し込みをしてください。

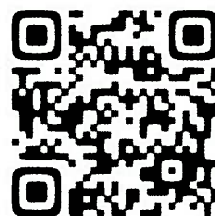
ア 右の申し込みフォームから

イ 岡山市ひとり親家庭福祉会にメールまたは電話で

e-mail:ok.boshikai@gmail.com

電話:086-230-3803

(火・木曜日の10時~15時または、さえずりカフェ開所の日曜日11時~16時以外は留守電です。できればメールでご連絡ください。)



◆申込メ切 令和6年6月25日(火)

※当日参加も可能ですが、定員を超えている場合はお断りする可能性がありますので、できるだけ事前にお申し込みをお願いいたします。

※当日、報道機関の取材が入る場合は、主催者以外については撮影しないよう依頼します。